

2020年4月20日

緊急事態宣言に基づく外出自粛要請に関する当社の対応について（第4回改訂）

新型コロナウイルス感染症の感染爆発防止のため、政府より4月16日に発令されました緊急事態宣言の全国での適用に関する外出自粛要請に基づき、当社の対応につきまして、以下の通りお知らせ致します。

記

弊社の事業は、政府及び地方公共団体より事業の継続を求められている「社会インフラを維持運営するために必要な業務」や、「生活必需品の製造を含む工場等の産業インフラを支える企業のために必要な業務」であるため、生産活動にかかわる従業員は、原則出社を行っています。

その他執務系の従業員については、事業継続をするために必要な最低限の人員を除き、在宅勤務を行い、人員8割減の体制を取っております。

以上の体制により、拠点によっては留守番電話での応対または、下記の通り、会社ホームページからのお問い合わせによる対応をさせて頂いておりますので、宜しくご了承のほどお願い申し上げます。

1. 外出自粛要請期間における緊急時の連絡先は下記の通りです。

①東京本社業務企画室（留守番電話対応） 【03-3298-5115】

※すみやかに対応致しますので必ずお電話番号をお伝えください。

※その他、支店毎でも留守番電話、もしくは直接対応をさせていただきます。

②会社ホームページからの対応

弊社HP (<http://www.dmw.co.jp>) の右上の「お問い合わせ」から必要事項をご記入の上送信願います。

別途、該当部門の担当より対応させていただきます。

*また、担当営業者への携帯電話やメール等、直接の連絡も対応しております。

当社は、今後も社内外への新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑止と従業員の安全確保を最優先に、必要な対応を実施してまいります。

お取引先様を始め、関係者の皆様におかれましては大変ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長

村林 秀晃